



そのとおり。だから、例えば、今、社会保険に入っている人も国保は関係ないとはいえないんだ。国保の話になってしまったけど、話を戻して今度は、医療保険制度の現状について、少し話をしよう。

逼迫した財政の医療保険制度



医療保険制度といえば、小泉首相の「骨太の改革」の中で、確か医療保険制度の改革というのがあったように思うんですが。



そうだね。医療保険制度は、今、瀕死の重傷という状態なんだ。国民の医療費は毎年どんどん増えていて、平成11年度では、約30兆円にもなっているんだ。

国保の一般被保険者の医療費の負担を説明するね。ちょっと、図1を見てくれるかな。

これは、全体がどのように負担し合っているかをごく簡単に示したものだんだけど、全体の医療費が仮に100万円かかったとすると、自己負担は3割だから30万円になるよね。残りの70万円を公費（税金）と保険料で賄っているんだ。大きくいってこの3つの負担で成り立っているんだ。

そして、国民の医療費の中でも特に老人医療費（70歳以上の医療費）の伸び率が著しく、前年度に比べて8.4%にもなっている。国民医療費の伸び率3.7%と比べると伸びが大きいのが分かると思うよ。金額でいうと約11兆円で、全体の3分の1以上を占めているんだ。

図1 国保一般被保険者の医療費負担

費用額100万円の場合（高額療養費の計算を除く）

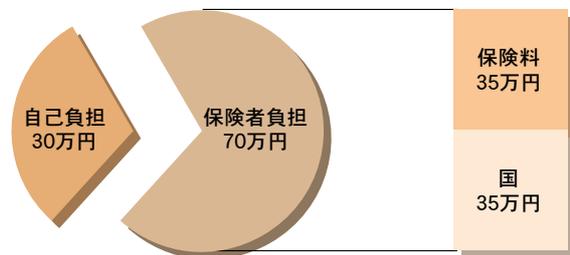
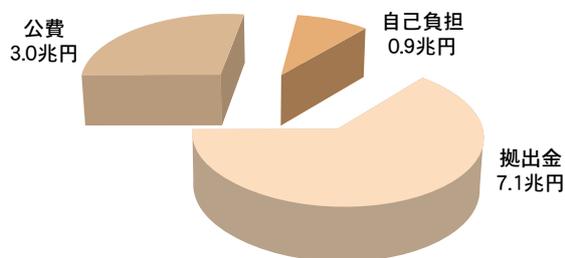


図2 老人医療費の負担のしくみ（平成13年度予算）

老人医療費の総額11兆円



※拠出金…主に現役世代が加入している社会保険や共済組合などと、国保のように高齢者加入率が高い保険者の財政調整を行うため、各保険者が拠出金を負担し、老人医療費を国民全体で支え合おうとするもの。

国民健康保険被保険者証の更新を行います

平成13年10月31日で有効期限満了となる国民健康保険被保険者証の更新を行います。被保険者証は、世帯主の方へ直接郵送し交付します（10月中旬ごろ郵送予定）。



新しい被保険者証が届いたら、これまで使用していた被保険者証を、市役所または、各支所へお越しの際にお返しください。

ただし、納税相談の必要な方については、被保険者証を郵送できない場合がありますので、保険年金課へお問い合わせください。

また、修学や旅行などで新たに遠隔地証などが必要な方は、国民健康保険係（市役所1階4番窓口）または各支所で、郵送された被保険者証と印鑑を持参し、交付申請してください（修学の場合、申請の際に在学証明書が必要になりますのであらかじめご用意ください）。

なお、10月末までに被保険者証が届かない場合には、保険年金課へお問い合わせください。

へえ。老人医療費の伸び率が大きいんですね。老人医療費のお金はだれが支払っているんですか。



図2を見てくれるかな。11兆円のうち約1割が自己負担額で、残りは公費3割と拠出金7割で賄われているんだ。拠出金というのは、社会保険や共済組合、国保などの各保険者が老人医療費分を出し合っていることなんだ。

増加する医療費を抑えるためには



そうなんです。老人医療費はみんなの助け合いで成り立っているというのにはわかりました。

それじゃあ、医療費がどんどん増えると、自己負担分が増えたり、保険料や公費を増やしたりしないと、医療費が払えないことになってしまいますね。



そうなんだ。医療費が増えるということは、この3つの負担を増やさなければならぬということになるんだ。



自己負担や保険料が増えると困るから、公費を増やせばいいんじゃないですか。



うーん。そうもいかないんだ。景気のいいときは、国民の収入も増えるから保険料も多く集まるし、税の収入も多いから、公費を増やすこともできるけど、今は不景気だから税の収入もままならない。長引く不況で、国も今、ばく大な財政赤